

会 議 録

会 議 の 名 称	令和８年度第１回所沢市入札監視委員会
開 催 日 時	令和８年５月１９日（火） 午後２時００分から
開 催 場 所	所沢市役所 高層棟４階 入札室
出 席 者 の 氏 名	坂田 竜也（埼玉県川越県土整備事務所 所長） 小寺 智子（弁護士） 織田 智美（公認会計士）
欠 席 者 の 氏 名	なし
議 題	１ 入札及び契約手続の運用状況等の報告 ２ 審議事案の抽出結果報告 ３ 抽出された事案の審議 ４ その他
会 議 資 料	１ 会議次第 ２ 入札方式別発注工事総括表（様式第１号） ３ 入札方式別発注工事一覧表（様式第２号） ４ 入札参加停止等の措置状況総括表（様式第３号） ５ 入札参加停止等の措置状況一覧表（様式第４号） ６ 抽出事案説明書（様式第５号）
担 当 部 課 名	【担当課等】 （建 設 部）中嶋営繕課長、飯田営繕課主幹 （教育委員会）市村教育施設担当参事、清水教育施設課主査、岡田教育施設課主任 （上下水道局）中林総務課長、樋川総務課主査、小嶋総務課主査 森田下水道整備課長、齋藤下水道整備課主査 新井下水道維持課長、春田下水道維持課主査 豊泉下水道維持課主査 【事務局】 柳田総務部長、田中総務部次長、粕谷契約課長 田島契約課主幹、ほか契約課職員

発言者	審議の内容
	議 事 1 入札及び契約手続の運用状況等の報告 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの市長部局、上下水道局発注工事における入札方式別件数及び入札参加停止等の措置状況について事務局から報告した。 2 審議事案の抽出結果報告 審議の対象となる事案の中から、応札者が少ないかつ落札率が高い事案3件、応札者5者が同額で入札し、くじ引きとなった事案1件、同日開札の3案件について同一業者を指名した事案1件の計5件を抽出した旨、抽出委員より報告があった。 3 抽出した事案の審議 (1)「島台下水ポンプ場制御盤更新工事」 抽出理由：応札者が1者のみである。また落札率が99.93%と高い。 委員 時期的に応札者が1者になった旨の説明がありましたが、業者側は9月から10月あたりが繁忙期ということでしょうか。 下水道維持課 その時期に手持ち工事のある業者が多かったので、1者となったものと考えております。 委員 本工事に関しては、発注がその時期にならざるを得なかったのでしょうか。時期を避けることはできなかったのでしょうか。 下水道維持課 降雨の少ない時期に施工をしたいという事情がありました。 委員 下水道工事は、通常この時期に発注をかけて、入札参加者が少ないという状況にあるということでしょうか。 下水道維持課 下水道工事のうち、特に電気工事に関しては応札する業者が少ないという認識です。 委員 下水道かつ電気工事で参加資格対象者数16者ということでしょうか。 下水道維持課 そのとおりです。 委員 より競争性を働かせようとするなら、こういった工夫が考えられるでしょうか。 下水道維持課 梅雨の前など早期の発注を行うことが考えられますが、例えば4月の発注になると債務負担行為等も検討する必要があり、難しい部分があります。 委員 10月の開札で工期は3月までとなっていますが、市販品で工事を賄うのでしょうか。それとも機器の製作期間も含んでいるのでしょうか。

発言者	審議の内容
下水道維持課 委員	機器の製作期間を含めて半年間を要するものです。 昨今は半導体不足等で設備関係の案件は手が挙がらないこともあります。本工事では問題にはなっていませんか。
下水道維持課 委員	本工事でも調達できず、実際には工期を延長しております。 以前からそうした傾向なののでしょうか。それとも最近顕著になっているのでしょうか。
下水道維持課 委員	制御盤等、機器に関しては特殊な工事であるため、以前からそうした傾向にあると考えております。 特殊な工事という説明があったが、資料の表記のとおり既設の機器に手を加えるという工事なののでしょうか。
下水道維持課 委員	新たに機器を設置するものです。資料の写真は施工前の写真で、工期を延長して現在施工中です。機器の外観は写真と同様ですが、新たな機器が設置される予定です。
下水道維持課 委員	電気工事が特殊という説明がありましたが、こうした機器を新たに製作する技術を持っている業者が少ないということでしょうか。
下水道維持課 委員	ポンプの自動制御、水位計や運転監視装置等、様々な機器が入っており、それぞれについて専門の業者でないと施工が難しいものです。 受注した事業者がすべて自社で調達するのでしょうか。
下水道維持課 委員	機器は別途、受注した事業者が発注して入手するものです。 参加資格対象者数が16者ありながら応札者が1者になるのは、16者の中に特殊な工事は対応できないという業者が入っているということでしょうか。
下水道維持課 委員	ほとんどの業者は対応できますが、一部は対応できない事業者が含まれていると思われます。
委員	【意見】 入札者が少ない理由の一つは時期とのことでしたが、電気工事でその内容が特殊だという場合に、応札者を増やすにはどうすれば良いか、考える必要があると思います。地域要件の拡大等、様々な工夫を考えてはいかがでしょうか。
委員	時期的に制約があるなかで、うまく工夫して競争性を高めていただければと感じました。
委員	機器の製作を伴う工事は、半年間の工期では厳しいと思います。債務負担行為の設定などで履行期間を確保し、業者が手を挙げやすい環境を作ってあげることも一つの手段ではないかと感じました。
	(2)「松井1雨水吐口流量計更新工事」 抽出理由：応札者が1者である。また落札率が99.49%と高い。

発言者	審議の内容
委員	確認ですが2者辞退ではなく、1者は辞退届未達と仰いましたか。
総務課	2者辞退ですが、そのうち1者については辞退届が提出されなかったものです。
委員 総務課	それは辞退としては扱っていないということでしょうか。 辞退として扱っていますが、入札参加者数としてはカウントしておりません。辞退2者のうち、1者は札を入れたものの辞退札であって、未達の1者は入札に参加しなかったというものです。
委員	2者の辞退の理由は、ほかに手持ち工事があったということでしょうか。
総務課	そのとおりです。
委員	手持ち工事があったのに入札してきたということでしょうか。
総務課	辞退2者のうち、1者は辞退札を入れ、1者は札入れもしなかったというものです。
委員	ほかに仕事があるから入札してこなかったということでしょうか。
総務課	3者指名したところですが、そのうち2者は応じていただけなかったというものです。
委員	人員不足の問題は今後も増えてくると懸念しています。市として、広く競争すること、あるいは指名業者が辞退することなく競争することが理想だと思いますが、人員不足が深刻化すると、理想的な形にならないケースが増えてくるのではないかと思います。この点についてはどのように考えていますか。
下水道維持課	現状では、緊急時の対応や市内業者育成などの観点から市内業者を対象としていますが、今後、入札者ゼロという事態が出てくると対象地域を拡大することも検討していきたいと考えております。
委員	流量計の更新は、計画に基づいて複数の箇所で行っているものでしょうか。
下水道維持課	流量計については本工事の箇所のみでございます。
委員	本工事については規模もあまり大きくないため、他の電気工事とセットにして規模感を大きくすると競争性も働くのではと思いましたが、いかがでしょうか。
下水道維持課	なかなか合わせられる類似工事がなく、場所的にも離れてしまっております。
委員	【意見】 事案1と似ていると感じました、時期の工夫、市場調査、業者へのヒアリングなどを行い、市側の都合だけではなく、参加者が増えるような工夫をするのがよろしいと感じました。

発言者	審議の内容
	(3) 上新井地区雨水貯留施設付帯設備ほか工事 抽出理由：応札者が1者である。また落札率が98.05%と高い。 委員 総務課 委員 総務課 委員 下水道整備課 委員 下水道整備課 委員 下水道整備課 委員 下水道整備課 委員 下水道整備課 委員 入札参加申込者3者のうち2者が辞退したという理解でよろしいでしょうか。 そのとおりです。抽出事案説明書別紙1の「競争参加資格確認申請書提出期間」において、入札への参加を申し出たのが3者おり、そのうち実際に札を入れてきたのが1者、残りの2者は辞退の札を入れてきたというものです。 仕組み上、入札参加を申し込んだ以上は辞退札を入れないといけないのでしょうか。 辞退札を入れないというケースもございます。 入札参加を申し込んだ段階では受注しようとしていたものと思いますが、辞退の理由は手が回らないという説明でした。こうしたことはよくあることなのでしょうか。 辞退した業者に確認したところ、本件工事にはポンプや脱臭設備等の特殊性のある機械設備に係る工事、下請けに出さなければならぬ工事が含まれており、下請け業者との契約を含めた体制が整わず、辞退に至ったという説明がありました。 辞退の2者ともそのような説明だったということでしょうか。 そのとおりです。 開札後の流れについて、契約から1ヶ月以内の着工等、決まりはあるのでしょうか。 基本的には、契約から1ヶ月以内に現地調査、測量等、現場への着手を行っております。 各業者、その認識で動いているということでしょうか。 そのとおりです。 下請けの体制が整わなかったとのことですが、それは業者側が繁忙期だからでしょうか。 そのとおりです。 下半期の工事は、業者側が集まりにくいということでしょうか。 全体的に見ると、年度当初の方が業者数は集まりやすいものと考えております。他方、本工事については前に施工している工事が12月間際まであり、それ以降の時期でないと次の工程に移ることができないという事情がありました。本工事は雨水対策に係る工事であり、暇を開けずに近隣対応等を行う必要があったため、この時期の発注はやむを得なかったものと考えております。 通常の仕事であれば、発注時期を年度当初に合わせた方が参加する業者は増える傾向にあるのでしょうか。

発言者	審議の内容
下水道整備課	その可能性は高いと思います。上半期の方が業者は参加しやすいです。
委員	比較的大きい額の工事だが、発注計画の公表はされていますか。
下水道整備課	公表しております。
委員	本件は推進工法に伴う付帯設備で、特殊な電気設備と機械設備を抱き合わせているものではないでしょうか。
下水道整備課	抱き合わせているものではございません。
委員	発注計画を公表されているにもかかわらず、1者になった理由はどうのように考えていますか。
下水道整備課	結果的に1者のみの応札でしたが、業者側の体制さえ整えば3者から応札が見込めたものです。推進工法に係る設備工事については、県内でも対応可能な業者が数者しかなく、やむを得ない結果であると考えております。
委員	本工事に先立って行われている工事は、同じ業者が請け負っていたのでしょうか。
下水道整備課	別業者です。
	【意見】 (特になし) (4) 所沢市中富南コミュニティセンター受変電設備改修工事(ゼロ債務) 抽出理由：入札金額が5者同額である。また、くじ引きにより落札候補者が決定されている。
委員	前の事案と同様の電気工事にもかかわらず人気があった理由をどのようにお考えでしょうか。
営繕課	受変電設備は、工事金額のうちメーカーから調達する機器の金額が大きく、調達価格によっては比較的利益を出しやすいことが理由と考えております。
委員	機器は製造する必要なく、購入すれば良いということでしょうか。
営繕課	そのとおりです。
委員	各者、最低制限価格と同額の入札でしたが、最低制限価格は新たに導入された制度ということでしょうか。
契約課	令和7年10月から導入しました。
委員	低入札を防止するための制度ということでしょうか。
契約課	そのとおりです。最低制限価格を下回った場合は失格となるため、競争入札においては低入札の事案は発生しなくなりました。
委員	最低制限価格の算出根拠をお示しいただけますでしょうか。

発言者	審議の内容
委員	国が算定式のモデルを示しており、大きく分けて人件費、機器の価格、諸経費とあり、それぞれ当てはめて算出した金額となっているものです。国も県も同じ算定式でやっており、最低制限価格を導入している自治体は同じ金額が算出されることになります。
契約課	当市の最低制限価格については、所沢市建設工事等最低制限価格取扱要綱に定めがあり、本要綱の係数に基づいて算定しております。
委員	最低制限価格で入札してきたとの説明でしたが、市が支払うのはいくらになるのでしょうか。
契約課	契約金額です。
委員	予定価格とはどういった位置づけでしょうか。
委員	予定価格は入札に係る予定価格で、市の内部で整理するための金額です。これは設計金額と同額となっています。
委員	予定価格と契約金額には３００万円ほどの差がありますが、これは支払わないということでしょうか。
委員	そのとおりです。
委員	事案１及び事案２では、同じ電気系工事でしたが応札者が少ないという指摘がありました。他方、営繕課の事案では応札者が多く、今後の工夫の示唆があるような気がしております。人気の要因として利益が確保できるとの説明がありましたが、工夫の余地はないのでしょうか。
営繕課	受変電設備の改修については毎年度２、３件発注しているため、業者側も慣れており、不確定要素が少ないというところもあると思います。昨年度と同様の内容であれば、全体の動きも把握しやすく、また人員のやりくりもしやすいのではないかと考えております。
委員	定期的に発注されるため、業者側も予定を組みやすいということでしょうか。
営繕課	そのとおりです。職人の確保など、ある程度想定しやすい案件であったと考えております。
委員	市としては、業者が事前に予定を組みやすく、かつ利益が確保できるような発注を検討することが一案でしょうか。
営繕課	それも一案だと考えます。
委員	時期でみると繁忙期にあたりますか。
営繕課	本件はゼロ債務の案件で、比較的手が余ってくる時期に発注しています。これも人気であった要因の一つと考えております。ゼロ債務の案件は１２月に予算として認められ、そこから動くことができる案件でした。
委員	上下水道局の工事はゼロ債務で良い気がしましたが、営繕課の工事は計画的にゼロ債務で発注しているものが多いのでしょうか。
営繕課	営繕課で施設を持っているものではないため、所管課との調整に

発言者	審議の内容
委員 営繕課 委員 営繕課	なりますが、受変電設備に係る工事は施設全体の電気を止めることが必要となるため、各施設担当課との調整を経て、本件についてはゼロ債務での発注としたものです。 施工前写真の受変電設備は、グレーの四角い箱全体を指すのでしょうか。また、これは新しく入れ替わるのでしょうか。 そのとおりです。電柱から先（施設側）の改修工事です。 その他、何か補足などがありますでしょうか。 人気の理由について、補足させていただきます。受変電設備は、ある程度大きな電力を使う施設には設置されている、電気の大本となる設備で、この改修工事は電気工事の中でもオーソドックスで、かつ大事な工事であるため、各業者とも経験を積みたいのではないかということも、人気の理由の一つであると考えております。 【意見】 (特になし)
委員	(5) ①所沢市立東中学校外 2 校防犯カメラ設置工事 ②所沢市立所沢中学校外 1 校防犯カメラ設置工事 ③所沢市立山口中学校外 1 校防犯カメラ設置工事 抽出理由：同一 5 者を指名している。また、3 案件に分けて発注している。
委員	一抜け方式を適用した方が、メリットがあると考えたということでしょうか。1 案件にまとめることでコストダウンを図ることができる一方で、一抜け方式を適用することで受注機会の確保を図ることができるという説明でした。本件について、受注機会の確保に重点を置いた理由をお聞かせください。
教育施設課	限られた期間内で、安全かつ円滑に適切な履行で完成させることが必要であり、また生徒の安全性に配慮した施工体制、柔軟な対応、適切な人員配置等が求められることから 3 案件とし、あわせて市内業者の育成を図ったものです。
委員	開札が令和 7 年 1 2 月 2 4 日ですが、冬休みに施工されたのでしょうか。
教育施設課	その他各事業との兼ね合いもあり、学校を運営しながら施工していただいたものです。
委員	資料の写真の日付は令和 8 年 2 月 2 1 日となっていますが、実際には 2 月に施工されたのでしょうか。
教育施設課	そのとおりです。工期は 3 月まであり、学校運営に支障のある箇所については休日などに施工しております。
委員	今回の 3 件以外の学校は順次設置していくのでしょうか。

発言者	審議の内容
教育施設課	令和６年度及び７年度で中学校全１５校に設置され、これで小中学校すべてに設置されたこととなりました。
委員	令和６年度からこうした事業を行う旨を公表して実施されたということでしょうか。
教育施設課	市の優先事業として実施計画などでお示ししたうえで実施したものです。
委員	３案件について、金額の差があるのはどのような理由でしょうか。
教育施設課	①については３校、②及び③は２校ずつの工事となっています。また職員室からカメラまでの距離が異なることなどから、ケーブル等部材の金額も異なっているものです。
委員	３校、２校、２校とした理由は、学校の距離などでしょうか。
教育施設課	今回７校が残っていたので、学校の距離等を踏まえてそのようにさせていただきました。
委員	参加資格対象者数５者に対して３案件とした理由をお聞かせください。
教育施設課	コストと受注機会のバランスを勘案した結果、３案件が適当と判断したものです。
委員	うち２者は辞退でしょうか。
教育施設課	会社側で都合がつかなかったため辞退したものと考えております。
委員	参加資格対象者数５者をさらに増やすには、Ａ級まで広げる必要があるということでしょうか。
教育施設課	そのとおりです。Ｃ級が１者、Ｂ級が４者となっております。
委員	感覚的には少ない気がしますが、Ｂ級、Ｃ級合わせて５者であればやむを得ないかと思います。
委員	３案件の落札率はすべて９２％で一致しているのはなぜでしょうか。
教育施設課	最低制限価格の算定式は公表されていることや、過去の事例などから、受注すべく設計金額の９２％での入札があったものと考えております。
委員	３案件を１案件にまとめることでコストダウンを図ることができると考えましたが、結果的に一定のコストダウンが図ることができたという認識でしょうか。
教育施設課	最低制限価格に近いところで契約できたものと考えております。
	【意見】 (特になし)
委員長	今回、委員から頂いた意見については、意見具申ではなく、議事

発言者	審議の内容
委員 契約課 委員 委員 契約課	録をもって市長に報告します。 4 その他 電子入札システムにおけるくじ引きについて、その仕組みを補足いただけますでしょうか。 電子入札システムにおけるくじ引きは、各者が入札の際に3桁の数字を任意に入力し、くじ引きとなったら電子入札システムの方で乱数を発生させて選ぶような仕組みとなっております。 割り算などを通じて当選者が選択されます。不正行為はなく、恣意性を排除した仕組みとなっております。 令和7年10月より最低制限価格が導入されましたが、この金額は公表されているのでしょうか。 事前には公表していませんが、最低制限価格の算出方法はわかるため、各者設計金額から計算されているものと考えております。 次回の審議事案の抽出について 審議事案の抽出委員：織田委員